１４．「取扱物品一覧表」の記入のしかた

　⑴　この書類は、**「物品調達」**に業者登録申請をするかたで、**「その他」の「上記に属さない物品」に「○」印を付けたかた**が作成してください。

　⑵　「物品の種類又は名称」欄には、自社で取扱い可能な物品の種類又は名称をすべて記入してください。

　　　ただし、物品数が多数の場合は、そのうち「代表的なもの」や「大館市との契約の対象となり得るもの」等について記入してください。

　　　記入する物品は、受注した場合に自社において確実に契約を履行できるもののみにしてください。万が一、納品することができない物品について記入があり、それが悪質であると認められる場合には、申請書の虚偽記載により**入札参加資格（「有資格業者登録名簿」への登録認定）の取消しや指名停止措置等の対象となる場合があります**ので、十分ご注意ください。